

令和 7 年第 2 回

瑞浪市議会定例会議案資料

令和 7 年 6 月 5 日

目 次

承第 1 号	専決処分の承認について（令和 6 年度専第 1 1 号 瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について）	1
承第 2 号	専決処分の承認について（令和 6 年度専第 1 2 号 瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）	6
承第 3 号	専決処分の承認について（令和 7 年度専第 2 号 令和 7 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 号））	別冊
議第 4 1 号	瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について	8
議第 4 2 号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	1 3
議第 4 3 号	瑞浪市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	1 6
議第 4 4 号	財産の処分について	1 7
議第 4 5 号	東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会の設置について	1 8
議第 4 6 号	令和 7 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 2 号）	} 別冊
議第 4 7 号	令和 7 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	

承第1号 瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）の改正並びに地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の公布により、条文の整備を行う。

【改正内容】

- ・引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の項ずれに対応するための所要の改正
- ・軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う所要の改正
- ・道路交通法の改正による運転免許証とマイナンバーカードの一体化に対応するための所要の改正
- ・特定マンションに係る固定資産税の減額措置について申告手続の見直しに伴う所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和7年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第8条（略） （徴収猶予の申請手続等）	第1条～第8条（略） （徴収猶予の申請手続等）
第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。 （1）（略） （2）当該猶予を受けようとする者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。） （3）～（8）（略）	第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。 （1）（略） （2）当該猶予を受けようとする者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。） （3）～（8）（略）
2～7（略）	2～7（略）
第10条～第37条（略） （市民税の申告）	第10条～第37条（略） （市民税の申告）
第37条の2（略） 2～7（略）	第37条の2（略） 2～7（略）
8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日、その他必要な事項を申告させることができる。	8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日、その他必要な事項を申告させることができる。
第37条の3～第64条の5の4（略） （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）	第37条の3～第64条の5の4（略） （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）
第64条の6 施行規則第15条の3第3項並びに第	第64条の6 施行規則第15条の3第3項並びに第

15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(4) (略) 2 (略) 第64条の7～第82条の9 (略) (種別割の税率) 第83条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（<u>ウに掲げるものを除く。</u>）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ <u>2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</u> エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（<u>ウに掲げるものを除く。</u>）<u>又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</u> オ (略) (2)～(3) (略) 第84条～第90条 (略) (種別割の減免) 第91条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。	15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(4) (略) 2 (略) 第64条の7～第82条の9 (略) (種別割の税率) 第83条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>エ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は _____ 定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は _____ 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ (略) (2)～(3) (略) 第84条～第90条 (略) (種別割の減免) 第91条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。
--	--

(1) (略) (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3) ～ (4) (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力（<u>第83条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力</u>） (6) ～ (8) (略) 3 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第91条の2 (略) 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、都道府県若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市から交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とす	(1) (略) (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3) ～ (4) (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6) ～ (8) (略) 3 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第91条の2 (略) 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、都道府県若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市から交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示 するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とす
---	---

る理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1) ～ (4) (略) (5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件 (6) (略) 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。 4 (略) 5 (略) 第92条～第141条 (略) (特別土地保有税の減免) 第141条の2 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) ～ (3) (略) 3 (略) 第141条の3～第149条 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第150条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番	る理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1) ～ (4) (略) (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び 有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件 (6) (略) 3 (略) 4 (略) 第92条～第141条 (略) (特別土地保有税の減免) 第141条の2 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) ～ (3) (略) 3 (略) 第141条の3～第149条 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第150条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番
---	--

号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） （２）～（３）（略） 第151条～第152条（略） 附 則 第 1 条～第10条の 2 （略） （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の 3 （略） 2 ～13 （略） 14 市長は、<u>法附則第15条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。</u> 15 （略） 16 （略） 第11条～第24条 （略）	号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） （２）～（３）（略） 第151条～第152条 （略） 附 則 第 1 条～第10条の 2 （略） （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の 3 （略） 2 ～13 （略） 14 （略） 15 （略） 第11条～第24条 （略）
---	---

承第2号 瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正及び地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の公布により、条文の整備を行う。

【改正内容】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条及び地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条における項ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和7年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
本則（略） 附 則 1～2（略） （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	本則（略） 附 則 1～2（略） （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
3 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	3 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
（1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（ <u>同条第16項</u> に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）	（1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（ <u>同条第15項</u> に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
（2）～（6）（略）	（2）～（6）（略）
4～11（略） （読替規定）	4～11（略） （読替規定）
12 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から <u>第33項まで</u> 、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15	12 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から <u>第34項まで</u> 、第38項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15

条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

議第41号 瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の公布により、条文の整備を行う。

【改正内容】

- ・ 公示送達について、インターネットを用いる方法により行うための所要の改正
- ・ 市民税所得割の特定親族特別控除の創設に伴う所要の改正
- ・ 加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例を規定するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年1月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第17条（略） （公示送達）	第1条～第17条（略） （公示送達）
第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を瑞浪市公告式条例（昭和29年条例第3号）第2条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u>	第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>瑞浪市公告式条例</u> <u>（昭和29年条例第3号）第2条に規定する掲示場に掲示して行う</u> <u>ものとする。</u>
第18条の2（略） （納税証明事項）	第18条の2（略） （納税証明事項）
第18条の3 <u>施行規則</u>	第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>
第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。
第18条の4～第32条の2（略） （所得控除）	第18条の4～第32条の2（略） （所得控除）
第32条の3 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、 <u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u> を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び	第32条の3 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額 <u>又は扶養控除額</u> を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び

第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第33条～第37条 (略)

(市民税の申告)

第37条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号及び第37条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

2～8 (略)

第37条の3 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」

第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第33条～第37条 (略)

(市民税の申告)

第37条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額

の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

2～8 (略)

第37条の3 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」

という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

第37条の4～第152条 (略)

附 則

第1条～第16条の2 (略)

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特

という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。) _____を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

第37条の4～第152条 (略)

附 則

第1条～第16条の2 (略)

例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第93条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第93条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第94条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第95条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第93条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

（2） 前号に掲げるものの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び第2号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるも

<u>のとする。</u> 4 <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第94条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>（1） 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>（2） 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第94条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u> 第16条の3～第24条 （略）	第16条の3～第24条 （略）
--	------------------------

議第42号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

令和8年度以降の瑞浪市国民健康保険料普通徴収について、保険料決定のしくみを分かりやすくするとともに、年度の途中で保険料の大幅な増減が発生することを防ぐことを目的に、賦課方式を変更する。

【改正内容】

瑞浪市国民健康保険料普通徴収の賦課方式について、仮算定を廃止し、前年中の所得をもとに保険料を決定する本算定のみの方法へ変更するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第12条（略） （基礎賦課額の所得割額の算定）	第1条～第12条（略） （基礎賦課額の所得割額の算定）
第13条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金	第13条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金

2 (略)

第14条～第16条 (略)

(普通徴収に係る保険料の納期)

第17条 普通徴収に係る保険料は7月から翌年3月までの各月の1日から末日までに納付しなければならない。ただし、12月は同月25日とする。

2～3 (略)

第18条 (略)

2 (略)

第14条～第16条 (略)

(普通徴収に係る保険料の納期)

第17条 普通徴収に係る保険料は4月から翌年3月までの各月の1日から末日までに納付しなければならない。ただし、12月は同月25日とする。

2～3 (略)

第18条 (略)

2 前項の規定によって、保険料を賦課した場合において、当該保険料が、当該年度分の保険料に満たないこととなるときは、当該年度分の保

	保険料が確定した日以降の納期においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料が当該年度分の保険料を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は、当該納付義務者の未納に係る徴収金に充当する。 (徴収の特例に係る保険料修正の申出等)
	第19条の2 前条第1項の規定によって保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料が前年度の保険料の2分の1に相当する額に満たないことと認められるときは、同項の規定によって保険料を徴収されることとなる者は、第21条の保険料納付通知書の交付を受けた日から30日以内に、市長に前条第1項の規定によって徴収される保険料の額の修正を申し出ることができる。
	2 前項の規定による修正の申し出があった場合において、当該申し出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の保険料の見積額を基礎として、前条第1項の規定によって徴収する保険料の額を修正しなければならない。
第20条～第30条 (略)	第20条～第30条 (略)

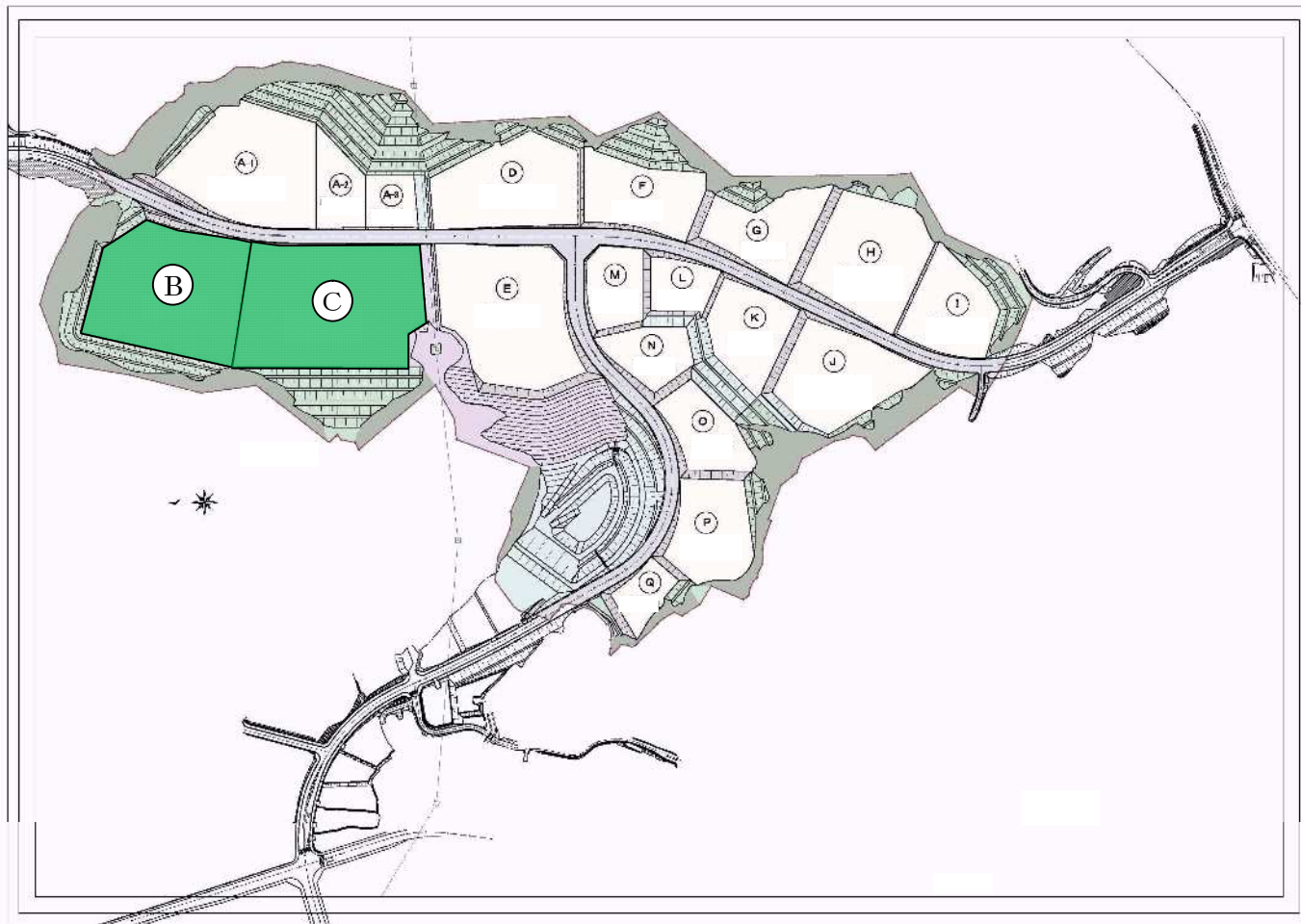
議第４３号 瑞浪市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

略 歴

(ふりがな) 氏 名	かねまつ よしあき 兼 松 美 昭
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	地方公務員
学 歴	関西大学 文学部 卒業
経 歴	平成 ５ 年 ４ 月 瑞浪市奉職 平成 20 年 ４ 月 企画部 企画政策課 総括主査 平成 21 年 ４ 月 市民福祉部 社会福祉課 係長 平成 23 年 ４ 月 市民福祉部 社会福祉課 主任主査 平成 25 年 ４ 月 経済環境部 農林課 課長補佐 平成 28 年 ４ 月 まちづくり推進部 市民協働課長 平成 31 年 ４ 月 民生部 社会福祉課長 令和 ４ 年 ４ 月 教育委員会 教育総務課長 令和 ７ 年 ４ 月 総務部次長（兼）税務課長 現在に至る
備 考	

議第４４号 財産の処分について

位 置 図



土地の所在

瑞浪市山田町字小洞				
地番	地目	面積（㎡）	区画番号	企 業 名
２０２２	宅地	２０，５６０．１１	C	東山フィルム株式会社
２０２３	宅地	１３，５９６．７９	B	東山フィルム株式会社

議第45号 東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会の設置について

【制定趣旨】

多治見市、瑞浪市及び土岐市においてごみ焼却施設を共同して設置、運営及び維持管理することについて審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき規約を定め、東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会を設置する。

【制定内容】

第1条（設置）、第2条（名称）、第3条（審議会を設ける市）、第4条（執務場所）、第5条（所掌事務）、第6条（組織）、第7条（委員の任免）、第8条（任期）、第9条（会長及び副会長）、第10条（会議）、第11条（経費の支弁の方法）、第12条（予算）、第13条（決算報告）、第14条（事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程）、第15条（委員の身分の取扱いに関する条例、規則その他の規程）、第16条（庶務）、第17条（補則）、附則

【施行日】

本規約の施行日は、令和7年7月1日とする。